

第1号訪問事業・介護予防訪問型サービスの利用料・利用者負担（三田版）

【基本部分】

| サービス名 | 内 容 | 基本利用料（月額） | 利用者負担（1割） | 利用者負担（2割） |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 訪問型サービスⅠ | 週1回程度 | 12,583円 | 1,258円 | 2,516円 |
| 訪問型サービスⅡ | 週2回程度 | 25,134円 | 2,513円 | 5,026円 |
| 訪問型サービスⅢ | 週2回を超える程度 | 39,878円 | 3,987円 | 7,975円 |

【加算】

・次表の「加算の要件」を満たす場合は、基本部分に「加算額」が加算されます。

| 加算の種類 | 加算の要件 | 加算額 | | |
|------------------|--|---------------------|-----------|-----------|
| | | 基本利用料（月額） | 利用者負担（1割） | 利用者負担（2割） |
| 初回加算 | 新規の利用者に対し初回のサービスを提供する際に、サービス提供責任者が同行した場合 | 2,140円 | 214円 | 428円 |
| 生活機能向上連携加算 | サービス提供責任者が、理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価し、生活機能向上を目的とした介護予防ケアプランを作成し、連携してサービスを提供した場合 | 1,070円 | 107円 | 214円 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 所定のキャリアパス要件Ⅰ及び要件Ⅱ及び要件Ⅲ＋職場環境等要件を満たす場合 | 基本部分・加算・減算の合計の13.7% | | |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 所定のキャリアパス要件Ⅰ及び要件Ⅱ及び要件Ⅲ＋職場環境等要件＋特定事業所加算Ⅰ又はⅡの取得を満たす場合 | 基本部分・加算・減算の合計の6.3% | | |

（備考）介護職員処遇改善加算は、区分支給限度額の算定対象から除外されます。

【その他の費用】

- ① 買い物などで自動車を使用した場合の交通費は1km44円の額、及び交通機関を利用した場合は実費を徴収します。
- ② 通常の事業の実施区域を越えて行う活動に要する費用は次の額を徴収します。
 - 1) 片道5km未満 220円(税込)
 - 2) 片道5km～10km未満 440円(税込)
 - 3) 片道10km以上、5kmごとに 220円(税込)加算

※その他の費用を改定する際には、1か月以上前に利用者又はその家族に文書で連絡します。

サービスの利用料及び利用者負担（神戸版）

利用者負担金は、介護保険関係法令で定める次の介護給付費の1割～3割を負担していただきます。（毎年、市区町村から交付される「介護保険負担割合証」による）

【基本部分】

| | 介護予防訪問サービス |
|--------------|---------------|
| サービス提供内容 | 身体介護・生活援助（月額） |
| 週1回程度 | 12,747円 |
| 週2回程度 | 25,463円 |
| 週2回超程度（要支援2） | 40,400円 |

【加算】

（要件を満たす場合）上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

| 項目 | 単位数 |
|-----------------------------|---------------------|
| 初回加算 *介護予防訪問サービスのみ | 2,168円 |
| 生活機能向上連携加算 *介護予防訪問サービスのみ | 1,084円 |
| 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） | 基本部分・加算・減算の合計の13.7% |
| 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） | 基本部分・加算・減算の合計の6.3% |

【その他の費用（全額自己負担）】

- （1）買い物などで自動車を使用した場合の交通費は1km44円の額、及び交通機関を利用した場合は実費を徴収します。
- （2）通常の事業の実施区域を越えて行う活動に要する費用は次の額を徴収します。
 - ①片道5km未満 220円（税込み）
 - ②片道5km～10km未満 440円（税込み）
 - ③片道10km以上、5kmごとに 220円（税込み）加算

※その他の費用を改定する際には、1か月以上前に利用者又はその家族に文書で連絡します。